



三重県公報

令和7年4月30日 (水)

第 612 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
337	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(地 域 福 祉 課)	2
338	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
339	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	(同)	2
340	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
341	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
342	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	(同)	3
343	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	3
344	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	4
345	建築のためのサービスに係る競争入札等参加者の資格審査の申請の方法等	(建 設 業 課)	5
346	兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図面の縦覧	(河 川 課)	6
347	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託	(美 術 館)	7
公 告			
	令和7年度毒物劇物取扱者試験の実施	(薬 務 課)	7
	土地改良区役員の就任の届出	(農 地 調 整 課)	8
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(同)	8
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	9
	同件	(同)	9
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	9
	同件	(同)	9
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	9
	同件	(同)	9
	同件	(同)	10
	土地区画整理組合の理事の就任の届出	(都 市 政 策 課)	10
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	10

告 示

三重県告示第 337 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
居宅介護支援事業所 フォルテシモ	津市寿町 7-11	居宅介護支援	所在地	津市寿町 7-11	津市久居新町 885-1	令和 7 年 4 月 1 日
ポピー居宅介護支援事業所	伊勢市楠部町 510-86	居宅介護支援	所在地	伊勢市楠部町 510-86	伊勢市小俣町湯田 44	令和 6 年 9 月 1 日

三重県告示第 338 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 7 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
リハビリデイサービスよなは second	桑名市星見ヶ丘七丁目 121 番地	通所型サービス（独自）	令和 6 年 9 月 30 日

三重県告示第 339 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 7 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
アースサポート津	津市西丸之内 9 番 1 号	訪問入浴介護	令和 7 年 3 月 31 日
アースサポート津	津市西丸之内 9 番 1 号	介護予防訪問入浴介護	令和 7 年 3 月 31 日

三重県告示第 340 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
居宅介護支援事業所 フォルテシモ	津市寿町 7-11	居宅介護支援	所在地	津市寿町 7-11	津市久居新町 885-1	令和 7 年 4 月 1 日
ポピー居宅介護支援事業所	伊勢市楠部町 510-86	居宅介護支援	所在地	伊勢市楠部町 510-86	伊勢市小俣町湯田 44	令和 6 年 9 月 1 日

三重県告示第 341 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和7年4月30日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
リハビリデイサービスよなは second	桑名市星見ヶ丘七丁目121番地	通所型サービス（独自）	令和6年9月30日

三重県告示第342号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和7年4月30日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
アースサポート津	津市西丸之内9番1号	訪問入浴介護	令和7年3月31日
アースサポート津	津市西丸之内9番1号	介護予防訪問入浴介護	令和7年3月31日

三重県告示第343号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年4月30日

三重県知事 一見勝之

第1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 344 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス一志店
津市一志町日置字野入 196 番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和 7 年 12 月 8 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,364 m²
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	48 台	縦覧による
合 計	48 台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	20 台	縦覧による
合 計	20 台	

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	40 m ²	縦覧による
合 計	40 m ²	

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設①	4.5 m ³	縦覧による

廃棄物保管施設②	9.0 m ³	縦覧による
合 計	13.5 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前 9 時	午後 9 時 45 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場	2 箇所	縦覧による
合 計	2 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和 7 年 4 月 7 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 7 年 4 月 30 日から同年 9 月 1 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 345 号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年三重県規則第 84 号)第 4 条第 1 項の規定により、建築のためのサービスに係る競争入札等参加者の資格及び当該資格審査の申請の方法等を次のとおり告示します。

なお、対象となる案件の開札等時点において有効な三重県建設工事執行規則(昭和 39 年三重県規則第 16 号。以下「規則」といいます。)第 4 条第 3 項に規定する三重県建設工事等入札参加資格者名簿に既に掲載されている者については、この告示の規定による審査の申請を行う必要はありません。

令和 7 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 調達する物品等又は特定役務の種類

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)第 2 条第 4 号に規定する建築のためのサービスに係る特定役務の調達契約(以下「特定調達契約」といいます。)

2 競争入札等参加者の資格

入札等参加資格審査申請者は、以下の要件を満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 全ての三重県税、消費税及び地方消費税について未納の徴収金がないこと。
- (3) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- (4) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の 3 第 1 項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (5) 入札(見積)、契約等に関する権限を支店又は営業所等に委任する場合には、その支店又は営業所等において一級建築士事務所の登録を有していること。
- (6) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務のない者を除きます。)

3 申請の時期及び時間

随時、申請を受け付けます。ただし、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。

なお、受付時間は午前9時から午後5時までとします。

4 提出書類

規則第4条第2項に規定する申請書に次の書類を添付して提出しなければなりません。

(1) 法人の場合

ア 登記事項証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。）（写し可）

イ 納税証明書及び納税確認書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。）（写し可）

ウ 一級建築士事務所登録簿の登録を証明する書類（写し可）

エ 印鑑証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。）（写し可）

オ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届

カ 業態調書（新規・変更）

キ その他知事が必要と認めた書類

(2) 個人の場合

ア 身分証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。）（写し可）

イ 納税証明書及び納税確認書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。）（写し可）

ウ 一級建築士事務所登録簿の登録を証明する書類（写し可）

エ 印鑑（登録）証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り。）（写し可）

オ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届

カ 業態調書（新規・変更）

キ その他知事が必要と認めた書類

5 受付場所

郵便番号 514-8570

津市広明町 13 番地

三重県県土整備部建設業課

電話 059-224-2723 ファクシミリ 059-224-3290

6 提出方法

持参によります。

7 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成してください。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものには、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。

8 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間、変更の届出及び資格の有効期間の更新手続

(1) 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間

入札参加資格認定の日から令和8年3月31日までとします。

(2) 変更の届出

規則第5条の規定によります。

(3) 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間の更新手続

更新手続はありません。

9 申請者への資格審査結果の通知

資格審査の結果は、文書にて通知（郵送）します。

三重県告示第 346 号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、二級河川中ノ川水系中ノ川右岸堤防と市道越智9号線との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県鈴鹿建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和7年4月30日

三重県知事 一 見 勝 之

1 河川の名称

二級河川中ノ川水系中ノ川

- 2 河川管理施設の名称又は種類
二級河川中ノ川水系中ノ川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
鈴鹿市越智町字西浦 217 番地先から
鈴鹿市越智町字北浦 90 番地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 鈴鹿市長 末松 則子
鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号
- 5 管理の内容
道路の路面等専ら道路の用に供される部分の新設、改築、維持又は修繕
- 6 管理の期間
令和 7 年 4 月 22 日から道路の存続する日まで

三重県告示第 347 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるものとされた同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県立美術館の企画展図録販売に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 7 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先
三重県津市大谷町 11 番地
公益財団法人三重県立美術館協力会
- 2 委託の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 8 条第 1 項第 3 号の規定による令和 7 年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

令和 7 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 試験の日時
令和 7 年 8 月 3 日（日） 午後 1 時から午後 3 時まで
- 2 試験の場所
津市北河路町 19-1
津市産業・スポーツセンター メッセウイング NHW（メッセウイング・みえ）
- 3 試験の種類
(1) 一般毒物劇物取扱者試験
(2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 4 試験科目
(1) 学科試験
ア 毒物及び劇物に関する法規
イ 基礎化学
ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号。以下「規則」といいます。）別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第 2 に掲げる劇物に限ります。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験（筆記により実施します。）

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限ります。）の識別及び取扱方法

5 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験申込書 正本及び副本各1部 計2部

イ 写真 1枚（申込前6月以内に写した無帽正面、上半身像のものであつて、縦4.5cm、横3.5cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(2) 申込用紙の交付

ア 窓口交付期間

令和7年5月19日（月）から同年6月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

イ 交付場所

県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）又は三重県医療保健部薬務課

ウ その他

インターネットによる入手も可能です。三重県ホームページ（<https://www.pref.mie.lg.jp/>）に掲載する毒物劇物取扱者試験のお知らせから、添付ファイルをダウンロードしてください。

(3) 受験申込書の提出先

ア 県内居住者

県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）

イ 県外居住者

県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）又は三重県医療保健部薬務課

(4) 受験申込書の受付期間

令和7年6月2日（月）から同月6日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。

なお、郵送の場合は、令和7年6月6日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(5) 受験手数料

10,500円の三重県収入証紙を受験申込書（正本）に貼り付けてください。

なお、受験申込書提出後は返金しません。

6 合格発表

令和7年8月29日（金）午前10時に合格者の受験番号を三重県庁正面玄関及び各保健所（四日市市保健所を含みます。）に掲示します。また、当日中に三重県ホームページ（<https://www.pref.mie.lg.jp/>）にも掲載します。

また、県外居住者にあつては、直接受験者に合格者受験番号一覧を通知します。

なお、電話及び電子メールによる照会には応じませんが、合格者には合格証を郵送します。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和7年4月30日

三重県知事 一 見 勝 之

員弁川用水第二土地改良区（員弁郡東員町大字中上 3268 番地）

就任理事

員弁郡東員町大字中上 1679 番地

粕 谷 美 佐

就任監事

員弁郡東員町大字長深 607 番地

佐 野 勉

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和7年4月30日

三重県知事 一 見 勝 之

豊浜土地改良区（伊勢市西豊浜町 3044 番地 10）

退任理事

伊勢市西豊浜町 3044-6

伊勢市磯町 322

就任理事

伊勢市西豊浜町 3044-6

伊勢市磯町 614

野 呂 保 範

矢 形 雄 紀

野 呂 保 範

奥 山 勝 也

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、豊浜土地改良区（伊勢市西豊浜町 3044 番地 10）の定款の変更を認可しました。

令和 7 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、伊賀町土地改良区（伊賀市新堂字一本木 55 番 1）の定款の変更を認可しました。

令和 7 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和 7 年 4 月 8 日から同年 12 月 19 日まで

3 作業地域

鈴鹿市末広町、同市三日市町、同市末広北三丁目及び同市末広西

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（3 級基準点測量及び 4 級基準点測量）

2 作業期間

令和 7 年 4 月 18 日から同年 10 月 22 日まで

3 作業地域

三重郡菰野町大字菰野

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 11 月 27 日に終了した旨、三重県津農林水産事務所長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（3 級基準点測量）

2 作業地域

津市一志町八太

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 4 月 21 日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量及び 4 級基準点測量）
- 2 作業地域
四日市市黄金町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 3 月 21 日に終了した旨、津市長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
津市安濃町草生

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 1 項の規定により、桑名市播磨西部土地区画整理組合から次のとおり理事の就任の届出がありました。

令和 7 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

就任理事

稲垣達哉	桑名市大字西方 1571 番地
片桐節子	桑名市大字上之輪新田 201 番地
近藤宏	桑名市大字下深谷部 860 番地 3
佐藤一弘	桑名市大字播磨 627 番地
佐藤英俊	桑名市大字播磨 615 番地
佐藤正司	桑名市大字播磨 635 番地
佐藤吉則	桑名市大字播磨 2417 番地
諏訪年男	桑名市大字西汰上 306 番地
平野竹男	桑名市大字播磨 733 番地
星野農夫也	桑名市大字蛸塚新田 1073 番地
堀田昌男	桑名市大字下深谷部 2095 番地
松田俊巳	桑名市大字蛸塚新田 1046 番地
水谷勝之	桑名市大字東方 2019 番地
水谷利幸	桑名市大字下深谷部 3353 番地
水谷正一	桑名市大字播磨 2377 番地

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 7 年 4 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 7 年 4 月 21 日	いなべ市大安町石樽東字野畑 2192 ほか 3 筆	桑名市多度町古野 659 水谷鉄工株式会社 代表取締役 水谷 俊昭
令和 7 年 4 月 21 日	いなべ市員弁町平古字二之郭上 142-14 の一部ほか 7 筆	桑名市長島町出口 200-12 株式会社磯部工業 代表取締役 磯部 秀樹

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
